



福島医発第 0259 号 (地)

平成 23 年 4 月 25 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者の権利利益の
保全等を図るための特別措置について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局長より各都道府県知事宛に標記通知が発出された旨、日本医師会より別添のとおり通知が参りましたのでお知らせいたします。

本件は、「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が平成 23 年 3 月 13 日付で交付され、同日から施行されたことにより、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」の規定の一部が、同地震による被害に適用されること等になったことを受けたものであります。

つきましては、これらに伴う厚生労働省医政局所管の法令の適用に係る留意点が下記のとおり示されておりますので、貴会におかれましてもご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

- ① 衛星検査技師免許の申請の期間の満了日を平成 23 年 8 月 31 日に延長
- ② 法令に基づき平成 23 年 3 月 11 日から 6 月 29 日の間に履行期限が到来する義務を平成 23 年東北地方太平洋沖地震により履行されなかった場合に、6 月 30 日までに履行されたときには、履行されなかったことについて、行政上及び刑事上の責任は問われない。

例：医療法

イ) 病院等の開設等の届出義務

ロ) 医療法人の事務報告書等の届出義務 等

医師法

イ) 臨床研修プログラム変更等の届出等の義務 等

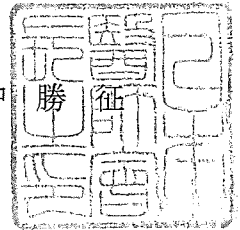
③ 医療法人に係る破産手続き開始の決定の留保

以上

平成 23 年 4 月 19 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
原 中



平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者の権利利益の保全
等を図るための特別措置について

さて今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事宛に「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置について」の通知がなされ、本会に対しましても周知方依頼がありました。

本件は、「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が平成 23 年 3 月 13 日付で交付され、同日から施行されたことにより、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」の規定の一部が、同地震による被害に適用されること等になったことを受けたものであります。これらに伴う厚生労働省医政局所管の法令の適用に係る留意点は、下記のとおりとのことであります。

記

- ① 衛生検査技師免許の申請の期間の満了日を平成 23 年 8 月 31 日に延長
- ② 法令に基づき平成 23 年 3 月 11 日から 6 月 29 日の間に履行期限が到来する義務を平成 23 年東北地方太平洋沖地震により履行されなかった場合に、6 月 30 日までに履行されたときには、履行されなかったことについて、行政上及び刑事上の責任は問われない。

例：医療法

イ) 病院等の開設等の届出義務

ロ) 医療法人の事務報告書等の届出義務 等

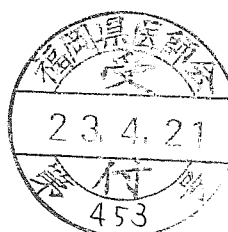
医師法

イ) 臨床研修プログラム変更等の届出等の義務 等

- ③ 医療法人に係る破産手続き開始の決定の留保

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただきますとともに、被災県におかれましては関係医療機関等への周知方よろしくご高配ほどお願い申し上げます。

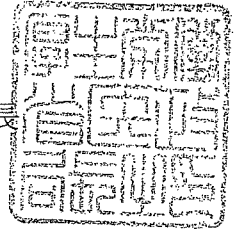
各医師会通知



医政発 0317 第 22 号
平成 23 年 3 月 17 日

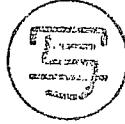
社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図
るための特別措置について（通知）

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県知事あてに通知しましたので、御了知
いただくとともに、貴団体会員等に対する周知方よろしくお取計らい願います。



医政発 0317 第 22 号
平成 23 年 3 月 17 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置について（通知）

「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成 23 年政令第 19 号）が（別添 1）のとおり、平成 23 年 3 月 13 日付けで公布され、同日から施行されたことにより、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律第 85 号。以下「法」という。）（別添 2 参照）の規定の一部が、平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害に適用されることとなりました。

これを受けて、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成二十三年八月三十一日とする措置を指定する件」（平成 23 年 3 月 17 日厚生労働省告示第 56 号）が（別添 3）のとおり、平成 23 年 3 月 17 日付けで公布され、同日から施行されました。

これらに伴う厚生労働省医政局所管の法令の適用に係る留意点は下記のとおりですので、御了知の上、適切な対応方御配慮願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第 1 行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長について

- 1 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 39 号）附則第 3 条第 2 項の規定に基づく衛生検査技師免許の申請の期間の満了日を平成 23 年 8 月 31 日に延長した。

- 2 1のほか、厚生労働大臣は、その所管する法令上の事務に関し、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者であつて、理由を記載した書面によりその特定権利利益（法第3条第1項参照）に係る満了日の延長の申出を行ったものに対して、平成23年8月31日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

第2 法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除について

- 1 法令に基づき平成23年3月11日から平成23年6月29日の間に履行期限が到来する義務が平成23年東北地方太平洋沖地震により履行されなかった場合において、当該義務が平成23年6月30日までに履行されたときには、当該義務が履行されなかったことについて、行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。）は問われない。（法第4条第2項）
- 2 厚生労働省医政局所管の法令に係る義務のうち、法第4条第2項の規定の適用を受けるものとしては、例えば次のようなものが挙げられる。なお、各々の法令上の義務に係る法第4条第2項の適用の可否について疑義が生じた場合には、法令に基づく担当窓口に照会されたい。

（1）医療法（昭和23年法律第205号）関係

病院等の開設等の届出義務（第8条、第8条の2第2項、第9条）

医療法人の事業報告書等の届出義務（第52条第1項）

医療法人の清算人による公告義務（第56条の8第1項）

医療法人合併認可後の財産目録及び貸借対照表作成義務（第58条第1項）

医療法人の清算人による公告義務（第56条の8第1項）

（2）医師法（昭和23年法律第201号）関係

臨床研修プログラム変更等の届出等の義務（医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第4条及び第9条）

（3）臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）関係

衛生検査所の登録の変更等の届出義務の免責（第20条の4第3項）

（4）歯科技工士法（昭和30年法律第168号）関係

歯科技工所の開設の届出義務（第21条）

（5）あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）関係

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の施術所の開設の届出義務（第9条の2）

(6) 柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）関係
柔道整復師の施術所の開設の届出義務（第 19 条）

第 3 医療法人に係る破産手続開始の決定の留保について

- 1 特定非常災害により債務超過となった医療法人に対しては、支払不能等の場合を除き、一定の期間（平成 25 年 3 月 10 日まで）破産手続開始の決定をすることはできない。（法第 5 条）

以上

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震
による災害についての特定非常災害
及びこれに対し適用すべき措置の指
定に関する政令（一九）

本号で公布された 法令のあらまし

- ◇平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害
についての特定非常災害及びこれに対し適用す
べき措置の指定に関する政令（政令第十九号）
（内閣府本府）
- 1 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害
を特定非常災害として指定することとした。
 - 2 当該特定非常災害に対し、次に掲げる措置を
適用することとした。
(一) 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関
する措置
(二) 期限内に履行されなかった義務に係る免責
に関する措置
(三) 債務超過を理由とする法人の破産手続開始
の決定の特例に関する措置
 - 3 この政令は、公布の日から施行することとし
た。

政 令

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき
措置の指定に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年三月十三日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第十九号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用す
べき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年
法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項並びに第五条第一項の
規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法
」という。）第二条第一項の特定非常災害として平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を指定
し、同年三月十一日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第五条までに規定する措置を
指定する。

（延長期日）

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、平成二十三年八月三
十一日とする。

（免責期限）

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行について
の免責に係る期限は、平成二十三年六月三十日とする。

（法第五条第一項の政令で定める日）

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、平成二十五年三月十
日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 菅 直人

総務大臣 片山 善博

法務大臣 江田 五月

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

(平成八年六月十四日
法律第八十五号)

改正	平成	九年	五月	九日	法律第	五〇号
同	一一年	二月	二日	同	第	一六〇号
同	一四年	七月	二日	同	第	八五号
同	一六年	六月	二日	同	第	六七号
同	一六年	六月	二日	同	第	七六号
同	一六年	六月	二八日	同	第	一一一号
同	一六年	六月	二八日	同	第	一二二号
同	一八年	六月	二日	同	第	五〇号
同	一八年	六月	二日	同	第	九二号
同	二〇年	五月	二三日	同	第	四〇号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律をここに公布する。

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利

第十九編 災害対策 (特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律)

A [日法八九一八・九] ㊟

益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産手続開始の決定の特例、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)による調停の申立ての手数料の特例並びに建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)及び景観法(平成十六年法律第百十号)による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものとする。

(平一六法七六・平一六法一一・一部改正)

(特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となつた法人の存立、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要が生じたときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

(行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置)

第三条 次に掲げる権利利益(以下「特定権利利益」という。)に

係る法律、政令又は内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第七條第三項若しくは第五十八條第四項(宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十八條第一項において準用する場合を含む。)若しくは国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第十二條第一項若しくは第十三條第一項の命令若しくは内閣府設置法第七條第五項若しくは第五十八條第六項若しくは宮内庁法第八條第五項若しくは国家行政組織法第十四條第一項の告示(以下「法令」という。)の施行に関する事務を所管する国の行政機関(内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第四十九條第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法第三條第二項に規定する機関をいう。以下同じ。)の長(当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九條第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三條第二項に規定する委員会である場合にあつては、当該委員会)は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「延長期日」という。)を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

一 法令に基づく行政庁の処分(特定非常災害発生日以前に行つたものに限る。)により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関(国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。)に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関(次項において「行政庁等」という。)は、特定非常災害の被害者であつて、その特定権利利益については、保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4 延長期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由があ

る場合における特定権利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（平一一法一六〇・一部改正）

（期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置）

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務（以下「特定義務」という。）であつて、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。）が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限（以下「免責期限」という。）を定めることができる。

2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。

3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

A〔日法八九一八・九〕⑤

4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置）

第五条 特定非常災害によりその財産をもって債務を完済することができなくなった法人に対しては、第二条第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するものの施行の日以後特定非常災害発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産手続開始の決定をすることができない。ただし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産手続開始の申立てをした場合は、この限りでない。

2 裁判所は、法人に対して破産手続開始の申立てがあつた場合において、前項の規定によりその法人に対して破産手続開始の決定をすることができないときは、当該決定を留保する決定をしなければならぬ。

3 裁判所は、前項の規定による決定に係る法人が支払をすることができなくなったとき、その他同項の規定による決定をすべき第一項に規定する事情について変更があつたときは、申立てにより又は職権で、その決定を取り消すことができる。

4 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることが

できない。

- 5 第一項本文の法人の理事又はこれに準ずる者は、特定非常災害発生日から同項に規定する政令で定める日までの間、他の法律の規定にかかわらず、その法人について破産手続開始の申立てをすることを要しない。

(平一六法七六・平一八法五〇・一部改正)

(民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置)

第六条 特定非常災害により借地借家関係その他の民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに特定非常災害発生日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛争につき、特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)第三条第一項の規定にかかわらず、その申立ての手数料を納めることを要しない。

(建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

第七条 建築基準法第二条第三十五号の特定行政庁は、同法第八十条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者

の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(平九法五〇・平一四法八五・平一六法六七・平一八法九二・平二〇法四

〇・一部改正)

(景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

第八条 市町村長は、景観法第七十七条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、これを存続させても良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(平一六法一一・追加)

附 則 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、

明治二十五年三月三十一日 日刊 (行政機関の休日休日)
第三種郵便物認可



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規則〕

- 人事院規則一〇一五 (職員の放射線障害の防止)の一部を改正する人事院規則 (人事院一〇一五)
- 人事院規則一五一四 (職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する人事院規則 (同一五一四)
- 人事院規則一五一五 (非常勤職員の勤務時間及び休暇)の一部を改正する人事院規則 (同一五一五)

〔告示〕

- 地方自治法第二百九十一条の三第一項の規定により広域連合の規約の変更を許可した件 (総務八二)
- 開設計画の認定を受けた者の名称の変更に関する件 (同八三)
- 特定基地局の開設に関する計画の認定を定める件の一部を改正する件 (同八四)
- 原戸籍が滅失した件 (法務一二四)
- 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定による事務の指定に関する件 (同一二五)

○日本国に帰化を許可する件 (同一二六)

○ガーナ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (外務八一)

○食糧援助に関する日本国政府とコモロ連合政府との間の書簡の交換に関する件 (同八二)

○関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約等のスウェーデン王国による廃棄に関する件 (同八三)

○CADトレース技能審査の認定法人等の事務所の所在地を変更する件 (厚生労働五五)

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三條第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を平成二十三年八月三十一日とする措置を指定する件 (同五六)

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定による地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物についての登録認定機関の登録の失効に関する件 (農林水産六二)

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件 (同六二)

○保安林の指定を解除する件 (同六二)

○高速自動車国道に関する件 (国土交通二七、二七二)

○船舶安全法第六條ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件 (同二七三、二七六)

○都市計画に関する件 (同二七七)

○都市公園の供用を開始する件 (関東地方整備局八〇)

○都市計画に関する件 (北陸地方整備局一六)

○都市計画に関する件 (近畿地方整備局五九)

○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件 (同六〇、六四)

○道路に関する件 (同六五、六七)

○都市計画に関する件 (中国地方整備局三四)

○道路に関する件 (九州地方整備局五三、五四)

○都市計画に関する件 (同五五)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 外務省

〔官庁報告〕

官庁事項

平成六年人事院公示第十四号の一部改正に關し、決定した件 (人事院公示六)

労働

争議行為の通知の公表について (厚生労働省)

〔資料〕

閣議決定等事項
機械受注統計調査報告 (平成二十三年一月) (実績二内閣府)

〔公告〕

諸事項

官庁

財団、司法書士懲戒処分関係
裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、復権、特別清算、再生関係

地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

業事法第三十九条第一項の規定に基づく高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は賃貸業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
業事法第四十条の二第一項の規定に基づく医療機関の修理業の許可（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
業事法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業を除く。）の許可（特定被災区域内に在る店舗に係るものに限る。）	特定被災区域内に店舗を有する者
業事法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業を除く。）の許可（特定被災区域内において行われる業務に係るものに限る。）	特定被災区域内において業務を行う者
戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）第四条に規定する特別給付金を受けける権利の請求	特定被災区域内に居住地を有する者
建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第五条第一項の規定に基づく一般労働者派遣事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成二十三年六月十日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）第十三条第一項の規定に基づく自立支援金の支給の申請	特定被災区域内に居住地を有する者
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第四十二条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第四十六条第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定	特定被災区域内の介護老人福祉施設
介護保険法第四十八条第一項第三号の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定	特定被災区域内の介護療養型医療施設
介護保険法第五十三条第一項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第五十四条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第五十八条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者

介護保険法第六十九条の二第二項の規定に基づく介護支援専門員の登録	特定被災区域内に居住地を有する者
介護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内の介護老人保健施設の開設者
臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十九号）附則第三条第二項の規定に基づく衛生検査技師の免許	特定被災区域内に居住地を有する者
障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第十九条第一項の規定に基づく介護給付費等の支給決定	特定被災区域内に居住地を有する者
障害者自立支援法第五十二条第一項の規定に基づく自立支援医療費の支給認定	特定被災区域内に居住地を有する者

○農林水産省告示第六百二十号 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第一項の規定により財団法人日本醬油技術センターに係る地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物についての同法第十七条の二第一項の登録が、平成二十三年一月二十五日限り、その効力を失ったので、同法第十七条の三第五項の規定に基づき公示する。 平成二十三年三月十七日 農林水産大臣 鹿野 道彦 ○農林水産省告示第六百二十一号 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第二項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。 平成二十三年三月十七日 農林水産大臣 鹿野 道彦	一 登録更新年月日及び登録更新番号 平成二十二年十一月三十日 第八十五号 二 登録認定機関の名称及び住所 石川県 石川県金沢市般若一丁目一番地 三 登録認定機関が認定を行う農林物資の種類 有機農産物 四 登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地 （1）認定を行う区域 石川県 （2）認定を行う事業所の所在地 石川県金沢市般若一丁目一番地
--	--

○農林水産省告示第六百二十二号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 平成二十三年三月十七日 農林水産大臣 鹿野 道彦	（一）解除に係る保安林の所在場所 香川県東かがわ市入野山字宗心一九二九の二 （二）保安林として指定された目的 水源のかん養 （三）解除の理由 道路用地とするため （四）解除に係る保安林の所在場所 香川県東かがわ市水主一六三三の二、一六三三の三、入野山字宗心一九二九の二 （五）保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 （六）解除の理由 道路用地とするため ○農林水産省告示第六百二十三号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 平成二十三年三月十七日 農林水産大臣 鹿野 道彦
---	---

一 解除に係る保安林の所在場所 香川県三豊市山本町辻字竹谷五〇四の二、一六 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 三 解除の理由 農道用地とするため	農林水産大臣 鹿野 道彦
---	---------------------